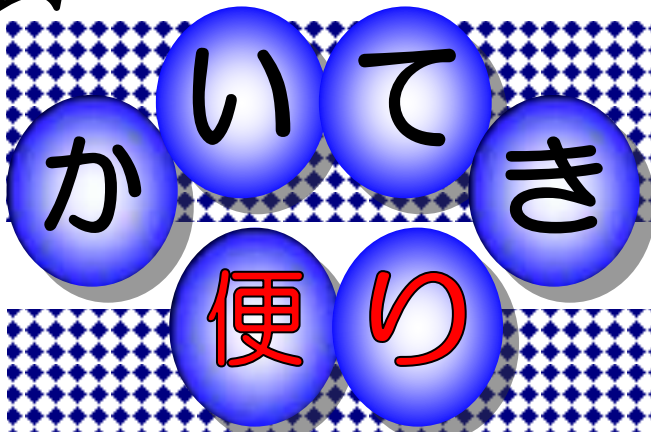


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



平成29年2月1日発行 第151号

○報酬算定・運営基準

「平成29年度介護職員処遇改善計画書について」

「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について（平成28年度後期分）」

「平成29年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について」

○お知らせ

「高齢者のすまいに関する施設整備費補助制度説明会（土地所有者向け）」を開催します！～あなたの土地を高齢者の「すまい」に有効活用しませんか？～

「暮らしの場における看取りのための多職種向け研修（基礎編）」を実施します。（平成29年3月23日）」

「高齢者見守り人材向け出前講座」3月7日までお申込み 受付中！

「H28年度訪問看護にかかる支援策（補助金等）」について（最終締切2月10日）」

「自転車安全利用推進事業者制度」が始まりました

報酬算定・運営基準

○平成29年度介護職員処遇改善計画書について

例年2月末までに、事業者から来年度の介護職員処遇改善計画書のご提出を受けております。

来年度は国にて介護職員処遇改善加算の改定を予定しておりますが、改定内容がまだ確定していません。よって、介護職員処遇改善計画書のご提出につきましては、改定内容の詳細が国にて示され次第お知らせいたしますので、それまでしばらくお待ちください。

なお、確定しましたら、下記ホームページにてお知らせいたします。

東京都提出分の計画書様式、記載方法等につきましては、下記ホームページに掲載します。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【参考】 改定の案について平成29年1月18日に開催されました社会保障審議会介護給付費分科会（第135回）の資料が下記厚生労働省のホームページに掲載されています。

【厚生労働省ホームページ】→介護・高齢者福祉>介護給付費分科会>社会保障審議会（介護給付費分科会）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000148990.html>

【問合せ先】 介護保険課 介護職員処遇改善加算担当

TEL 03-5320-4343

※受付時間：平日9時00分～17時30分（12時00分～13時00分を除く）

○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について (平成28年度後期分)

居宅介護支援事業所では、居宅サービス計画書に位置付けた訪問介護等のサービスについて、「特定事業所集中減算に係る届出書」を半年ごとに作成することになっています。

この届出は、いずれかのサービス種別について紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、減算の有無や正当な理由の有無にかかわらず、必ず東京都（※）に提出する必要があります。平成28年度後期分（平成28年9月1日から平成29年2月28日まで）の提出期間は3月1日から3月15日までになります。

※ 中核市への移行により、八王子市内に所在する居宅介護支援事業者は八王子市役所へご提出いただくこととなります。詳しくは、八王子市役所へお問合せください。

また、特定事業所集中減算の適用状況について、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）」の提出も必要となる場合があります。以下の①か②に該当する場合は、「特定事業所集中減算に係る届出書」に加えて、「加算届」も一緒にご提出ください。

- ① 平成28年度前期は減算に該当していなかったが、平成28年度後期から減算に該当する
- ② 平成28年度前期は減算に該当していたが、平成28年度後期から減算に該当しなくなる

<提出先> 〒163-8001（住所不要） 東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護事業者担当

平成28年4月1日より、地域密着型通所介護が居宅介護支援における特定事業所集中減算の対象となりました。提出書類の様式とQ&Aが変更されています。変更後の提出書類の様式やQ&Aを以下のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算（平成28年度前期分以降） のページです。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/27_gensan.html

【問合せ先】 介護保険課介護事業者担当 TEL 03-5320-4593

○ 平成29年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます（平成12年老企第36号参照）。

ついては、平成29年度も引き続き事業を実施する全ての事業所は、平成28年度（4月から2月まで）の1月当たりの平均利用延人員数を計算し、平成29年度に算定する通所介護費・通所リハビリテーション費の規模区分を必ず確認してください。

また、平成28年度（4月から2月まで）の実績が6月に満たない事業所または、平成29年4月1日に定員を25%以上変更する事業所は、事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの平均営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数として用いて確認してください。

計算の結果、現在の規模区分から変更になる場合のみ必要書類をご提出ください。

（※規模区分に変更がない場合は、提出は不要です。）

受付期間 平成29年3月1日から3月15日（水曜日）まで【期限必着】

計算方法や必要書類等の案内は2月中旬以降、下部 URL からダウンロードできます。

◆「通所介護」及び「通所リハビリテーション（老人保健施設除く）」

【計算方法・必要書類等掲載先】 東京都福祉保健局ホームページ>東京都介護サービス情報
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【提出及び問合せ先】 〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-3344-8517

◆通所リハビリテーション（老人保健施設みなし指定）

【計算方法・必要書類等掲載先】 東京都福祉保健局ホームページ>分野別>高齢者>高齢者施設>介護老人保健施設

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/index.html>)

【提出先及び問合せ先】 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当 TEL03-5320-4264

○「高齢者のすまいに関する施設整備費補助制度説明会（土地所有者向け）」を開催します！～あなたの土地を高齢者の「すまい」に有効活用しませんか？

東京都では、高齢者が安心して生活できるすまいを確保するため、認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホーム等の整備を進めています。

地価の高い東京で、こうした取組を進めていくためには、土地の確保が重要課題となります。この度、土地・建物所有者の皆様が高齢者施設についての理解を深めていただき、その用地としての有効活用を考えていただくため、施設整備の補助制度等について、以下のとおり説明会を開催することといたしました。

今年度からは、特別養護老人ホームについても、土地所有者等が運営事業者に貸し付ける目的で施設を整備する場合も新たに補助対象になりました。

都内に土地・建物をお持ちの方、オーナー型補助制度に関心のある方は、ぜひ御参加ください。

■開催日時 平成29年3月7日（火曜日）午後2時から午後3時45分まで※開始30分前から受付を行います。

■場所 東京都議会議事堂1階 都民ホール（新宿区西新宿二丁目8番1号）

■対象 都内に土地・建物をお持ちの方、オーナー型補助制度に関心のある方

■説明内容 認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム、ショートステイ、介護専用型有料老人ホーム、医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅、特別養護老人ホームの補助制度について

■申込 申込書を以下のホームページからダウンロードの上、FAX03-5388-1391へ。

■申込期限 平成29年2月14日（火曜日）

【問合せ先】 東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備担当
TEL03-5320-4321

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都福祉保健局>高齢者>高齢者施設>認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）>「高齢者のすまいに関する施設整備費補助制度説明会（土地所有者向け）」の開催について

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/guruho/sumai-setsumeikai290307.html>

○ 暮らしの場における看取りのための多職種向け研修(基礎編)を実施します。(平成29年3月23日)

自宅や施設等の住み慣れた暮らしの場における看取りを希望される方に、どのような支援ができるのか、経験豊富な専門職が、基礎的なことから分かりやすくお話しします。

職種、所属を問わず、広くご参加をお待ちしております。

1 対象 介護・看護職員、ケアマネジャー、生活相談員等の医療・介護関係者(施設・在宅)、行政職員など
※可能な限り、本研修で学んだことを事業所内で伝達していただける方がご参加ください。

※医師向け研修(基礎編)は平成29年度に別途実施予定です。

(なお、研修内容に関心のある医師の方は、今回の研修にもご参加いただけます。)

2 定員 1,000名程度

3 受講料 無料

4 申込締切 平成29年3月9日(木) ※お申込み状況によって前後する可能性があります。随時下記HPにてお知らせいたします。

5 申込方法 下記HPをご参照ください

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisaku/kurasinobamitorisien/kisokensyuu.html>

6 日時 平成29年3月23日(木) 9時30分～17時頃(予定)(開場9時)

7 場所 ベルサール渋谷ファースト(渋谷駅東口徒歩8分)
(東京都渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワーB1)

8 研修内容

項目	目的・主な内容
イントロダクション	課題の背景や地域包括ケアシステムに関わる東京の現状 ・多死社会の到来、死をめぐる考え方の変化 など
人生の最終段階におけるケアに関する基本的な考え方	人生の最終段階について、具体的なイメージをもち、ケアの在り方について正しく理解する ・ 意思決定支援 ・ 自然な死とその生理的变化 ・ 苦しむ人への援助(本人・家族) など
看取りに関する手順	看取り期のケアの具体的な手順のイメージをつかむ ・ 「看取りに関する方針と体制の確立」から「利用者が死亡した後の対応」までの各ステップの目的・手順・留意点
死を取りまく課題と対応	ご本人にとって最善の看取り期のケアを目指すうえで生じやすい課題とその対応方法の概要

【問合せ先(運営事務局)】

株式会社自然堂(じねんどう) TEL:03-3317-8242 FAX:03-6454-6915 メール:mitori@jinendo.biz

【実施主体】 高齢社会対策部 計画課 計画調整担当 TEL:03-5320-4596

お知らせ

○「高齢者見守り人材向け出前講座」3月7日までお申込み 受付中!

無料

★消費者被害防止の3ステップ「気づく!」「声掛け!」「センターにつなぐ!」

—福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください!—

受講された方にはテキスト「高齢者見守りハンドブック」を差し上げます!



高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくため、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。

講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口、対策、見守りのポイント、被害発見時の対応等 テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。★
講師派遣期間	平成29年3月31日(金曜日)まで (土日祝日も実施)
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1~2時間程度 (この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 受講者 原則10人以上の高齢者を見守る方々
申込受付期限	平成29年3月7日(火曜日)まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京暮らしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。



【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京暮らしWEB>学びたい>出前講座(講師派遣)

>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635 (月~金曜日午前9時30分~午後5時<祝日・年末年始除く>)

お知らせ

○ H28年度訪問看護にかかる支援策（補助金等）について（最終締切2月10日）

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへ様々な支援を行っております。今年度の補助金は2月10日が最終受付になります。

	事業名	申請期限等
補助金事業	認定看護師資格取得支援事業 (訪問看護分野の認定訪問看護師資格取得支援)	締切：2月10日（金） 今年度最終です。 (※1) 上記期限によらず、 <u>雇用する前に申請が必要です。</u>
	訪問看護師勤務環境向上事業 (研修等の代替職員確保への支援)	
	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業（※1）	
	訪問看護師定着推進事業 (産休・育休・介休取得時の代替職員雇用への支援)	
その他	東京都訪問看護教育ステーション事業 (認定看護師等による同行訪問等の受入研修)	申込み受け中 各教育ステーションへ直接お申込みください

※各事業の詳細は、下記ホームページでご確認ください。

【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

【問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL:03-5320-4267 FAX:03-5388-1425

 東京都訪問看護推進総合事業

○「自転車安全利用推進事業者制度」が始まりました

2月1日に施行された改正「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、職員・スタッフが安全に自転車を利用できるよう、事業者内で担当者を決めて研修等を行うことが、新たな努力義務となりました。

東京都では、研修等を行う担当者(自転車安全利用推進者)に向けて、メールマガジンで事故を防ぐポイントを解説したり、セミナーで事業者内研修のノウハウ等をお伝えしたりする「自転車安全利用推進事業者制度」を開始いたします。

★メールマガジンの内容(予定)

- ・ 最新の交通事故状況
- ・ 自転車の事故や違反の映像と交通ルールのおさらいを組み合わせた30秒程度の動画

★セミナーの内容(予定)

- ・ 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について(約20分)
- ・ 交通事故統計からみる自転車事故の発生原因(約40分)
- ・ 自転車安全利用研修の実施方法 ※ グループワーク(約60分)
- ・ 保険への加入について(約20分)

通勤や高齢者のお宅への訪問に自転車を使うことも多いかと思います。自転車安全利用推進者を届け出て、最新の情報や教材を入手し、事故の防止に役立てましょう。

★自転車安全利用推進事業者制度への参加方法

- ・ お問い合わせいただきましたら、メールまたはファクシミリで届出様式をお送りします。
東京都青少年・治安対策本部総合対策部交通安全課
電話:03-5388-3124 Eメール:S0000569@section.metro.tokyo.jp
- ・ または